報道発表

令 和 2 年 3 月 6 日 名 古 屋 税 関

<u>輸入差止点数が4年ぶりに6万点超え前年比1.5倍</u> 大量事案も発生、大口化へ?

(令和元年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和元年(平成31年1月から令和元年12月まで)の管内における偽 ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

- 1. 輸入差止件数は1,800件超、輸入差止点数は6万2千点に増加
- 輸入差止件数は、国際物流の変化により郵便物からの差止めが減少したため、 前年比 14.3%減の 1,872 件になりました。
- 〇 輸入差止点数は、一般貨物で 1 件 10,000 点超を差し止める大量事案が発生するなど、前年比 49.0%増の 62,910 点になりました。
- 2. 中国来貨物の輸入差止点数が前年比86.2%増の4万9千点に増加
- 〇 仕出国(地域)別の輸入差止件数では、中国が 51.1% (956 件) を占めました。 また輸入差止点数は、中国が 78.8% (49.589 点) を占めました。
- 〇 韓国、フィリピン、ベトナムなどの東アジア来貨物からの差止件数、点数が増加しました。
- 3. 特許権、著作権侵害物品の輸入差止件数、点数が大幅に増加
- 〇 知的財産別では、引き続き商標権侵害物品が件数・点数ともに最多ですが、特許権侵害物品の件数は 18 倍、著作権侵害物品の件数は倍増しました。
- 4. 「キーホルダー類」「バッグ類」の輸入差止件数が増加 「キーホルダー類」、「紙製品」の輸入差止点数が大幅に増加
- 品目別の輸入差止件数では、キーホルダーなどの「キーホルダー類」が前年比 52.0%増、ショルダーバッグなどの「バッグ類」が前年比 21.4%増となりました。
- 〇 品目別の輸入差止点数では、キーホルダーなどの「キーホルダー類」が前年比 24.2 倍、紙製カードなどの「紙製品」が前年比 11.7 倍と大幅に増加しました。

【問い合わせ先】

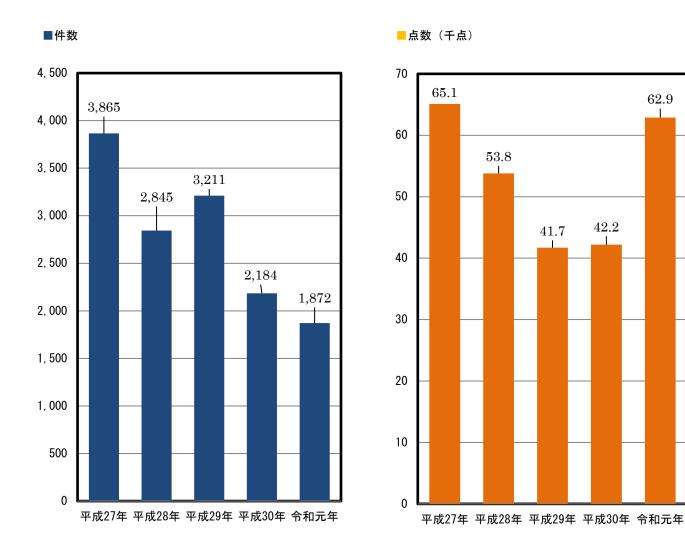
名古屋税関総務部税関広報広聴室

TEL: 052-654-4008

令和元年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況

- ▶ 輸入差止件数は、1,872件で、前年比14.3%の減少となったものの、輸入差止点数は、62,910点で、前年比49.0%の増加となりました。
- ▶ 輸入差止件数は、キーホルダーなどの「キーホルダー類」やショルダーバッグなどの「バッグ類」が増加しました。また輸入差止点数は、キーホルダーなどの「キーホルダー類」や紙製カードなどの「紙製品」が大幅に増加しました。
- ▶ 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。
- (注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の 件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

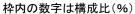
知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

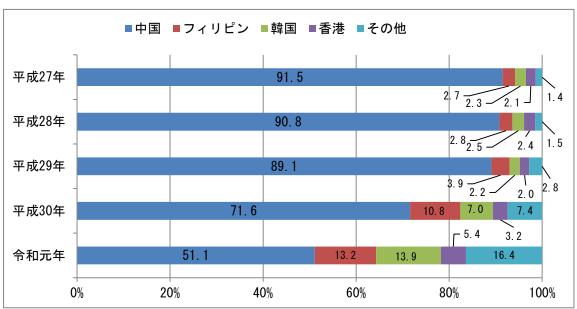


〇仕出国(地域)別輸入差止実績

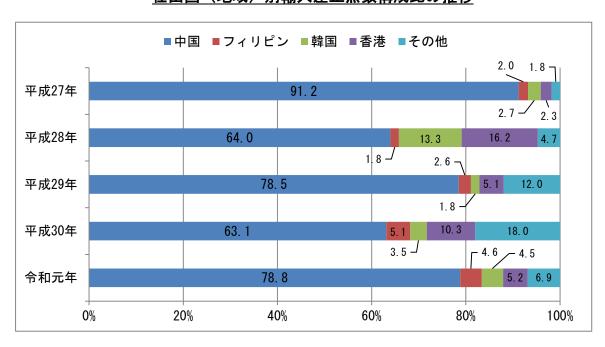
- ▶ 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 956 件(構成比 51.1%、前年比 38.9%減)と前年の実績(1,564 件)から減少しました。次いで韓国が 260 件(同 13.9%、同 71.1%増)、フィリピンが 247 件(同 13.2%、同 4.7%増)でした。
- ▶ 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが 49,589 点(構成比 78.8%、前年比 86.2%増) と前年の実績(26,628 点)から大幅に増加しました。次いで香港が 3,274 点(同 5.2%、同 24.5%減)、フィリピンが 2,873 点(同 4.6%、32.9%増)でした。

仕出国(地域)別輸入差止件数構成比の推移





仕出国(地域)別輸入差止点数構成比の推移

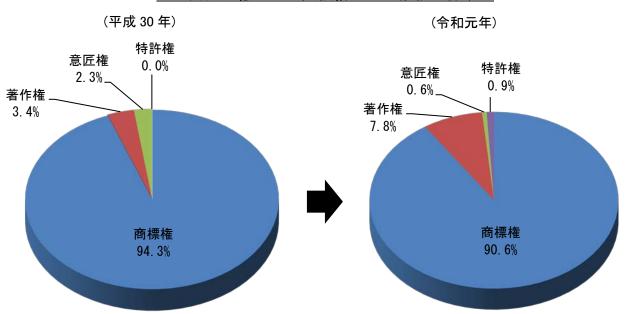


〇知的財産別輸入差止実績

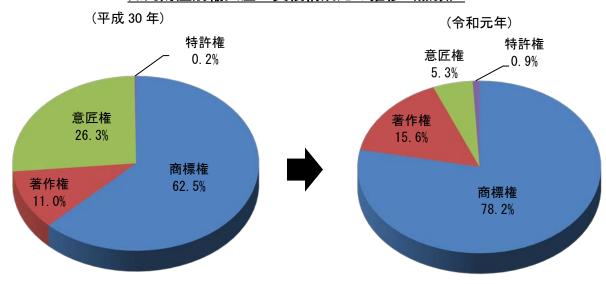
- ▶ 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 1,729 件 (構成比 90.6%、前年比 17.7%減)で大半を占めますが、特許権が約 18 倍、著作権が倍増しました。
- ▶ 輸入差止点数も、商標権侵害物品が 49,206 点 (構成比 78.2%、前年比 86.5%増)と大半を 占めますが、特許権が約7.8 倍、著作権が倍増しました。

各権利の保護対象は、13ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移(件数)



知的財産別輸入差止実績構成比の推移(点数)



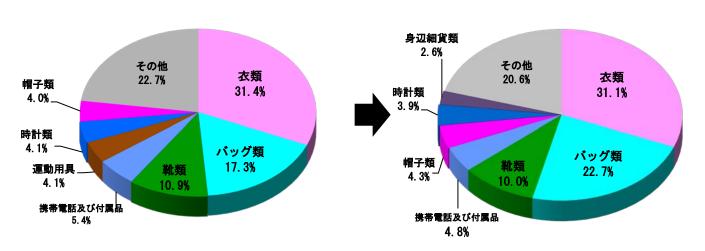
(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

〇品目別輸入差止実績

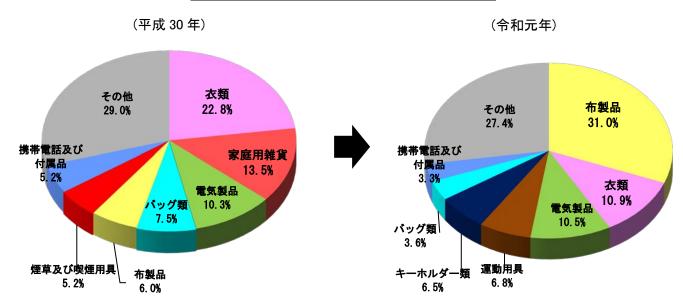
- ▶ 輸入差止件数は、衣類が 762 件(構成比 31.1%、前年比 8.5%減)と最も多く、次いでバッグ類が 557 件(同 22.7%、同 21.4%増)、靴類が 246 件(同 10.0%、同 14.6%減)でした。
- ▶ 輸入差止点数は、布製品が19,477点(構成比31.0%、前年比7.7倍)と最も多く、次いで 衣類が6,867点(同10.9%、同28.7%減)、電気製品が6,609点(同10.5%、同51.7% 増)でした。
- ▶ 件数・点数ともに増加した品目は、キーホルダー類(件数で前年比 52.0%増、点数で前年 比 24.2 倍)等でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移(件数)

(平成30年) (令和元年)



品目別輸入差止実績構成比の推移(点数)



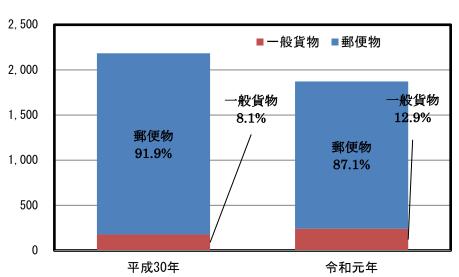
(注)四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

〇輸送形態別輸入差止実績

- ▶ 輸入差止件数は、郵便物が 1,630 件(構成比 87.1%、前年比 18.8%減)で大半を占めており、一般貨物は 242 件(同 12.9%、同 36.7%増)でした。
- ▶ 輸入差止点数は、郵便物が 26, 290 点(構成比 41.8%、前年比 43.3%増)、一般貨物が 36, 620 点(同 58.2%、同 53.4%増)でした。

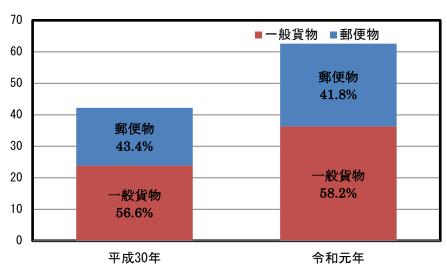
輸送形態別輸入差止実績構成比の推移(件数)





輸送形態別輸入差止実績構成比の推移(点数)

点数 (千点)



令和元年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	前年比	構成比
中国	3,537	2,583	2,862	1,564	956	61.1%	51.1%
韓国	90	70	70	152	260	171.1%	13.9%
フィリピン	103	79	125	236	247	104.7%	13.2%
ベトナム	2	3	12	54	153	283.3%	8.2%
香港	83	69	64	70	101	144.3%	5.4%
英国	1	3	9	10	33	330.0%	1.8%
カンボジア	1	0	0	8	28	350.0%	1.5%
タイ	12	14	14	21	25	119.0%	1.3%
台湾	1	4	10	13	14	107.7%	0.7%
シンガポール	5	3	3	9	8	88.9%	0.4%
上記以外の国	30	17	42	47	47	100.0%	2.5%
合計	3,865	2,845	3,211	2,184	1,872	85.7%	100.0%

⁽注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

⁽注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

⁽注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	前年比	構成比
中国	59,415	34,417	32,739	26,628	49,589	186.2%	78.8%
香港	1,494	8,723	2,147	4,339	3,274	75.5%	5.2%
フィリピン	1,303	964	1,104	2,162	2,873	132.9%	4.6%
韓国	1,764	7,133	765	1,457	2,831	194.3%	4.5%
タイ	262	1,517	212	1,422	1,933	135.9%	3.1%
ベトナム	42	34	131	480	1,716	357.5%	2.7%
カンボジア	27	0	0	44	133	302.3%	0.2%
台湾	3	342	39	284	89	31.3%	0.1%
英国	9	3	46	22	80	363.6%	0.1%
インドネシア	161	69	48	167	66	39.5%	0.1%
上記以外の国	676	555	4,497	5212	326	6.3%	0.5%
合計	65,156	53,757	41,728	42,217	62,910	149.0%	100.0%

⁽注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

⁽注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

⁽注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段:件数 下段:点数

								セ∶点数
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	前年比	構成比
	特許権	0	2	2	1	18	1800.0%	0.9%
	1寸 百丁11佳	0	8,457	502	70	544	777.1%	0.9%
1	実用新案権	0	0	0	0	0		-
,	大川机木惟	0	0	0	0	0	_	_
	意匠権	3	5	23	51	12	23.5%	0.6%
	/EN (正 1 E	645	4,036	10,651	11,100	3,352	30.2%	5.3%
	商標権	3,811	2,799	3,164	2,101	1,729	82.3%	90.6%
	口亦作	61,746	39,368	28,406	26,383	49,206	186.5%	78.2%
	著作権	69	58	37	75	149	198.7%	7.8%
	7H I F T IE	2,765	1,896	2,164	4,664	9,808	210.3%	15.6%
:	著作隣接権	0	0	0	0	0	_	_
·	13 1 F 174 J X 1 E	0	0	0	0	0	_	_
	回路配置利用権	0	0	0	0	0	_	_
		0	0	0	0	0	_	_
	育成者権	0	0	0	0	0	_	_
	H /X E TE	0	0	0	0	0	_	_
	周知表示	0	0	0	0	0	_	_
	混同惹起品	0	0	0	0	0	_	_
	著名表示	0	0	0	0	0	_	_
不正	冒用品	0	0	0	0	0	_	_
違反物品 不正競争防止	形態模倣品	0	0	0	0	0	_	_
物品上		0	0	0	0	0	_	_
法	営業秘密	_	_	-	0	0	_	_
	侵害品	_	_	-	0	0	_	_
	技術的制限手段	0	0	2	0	0	_	_
	無効化装置	0	0	5	0	0	_	_
	合計	3,865	2,845	3,211	2,184	1,872	85.7%	100.0%
		65,156	53,757	41,728	42,217	62,910	149.0%	100.0%

- (注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。
- (注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ数)をもとに算出しています。
- (注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	前年比	構成比
衣類	1,293	630	863	833	762	91.5%	31.1%
バッグ類	1,025	1,013	976	459	557	121.4%	22.7%
靴類	241	207	457	288	246	85.4%	10.0%
携帯電話及び 付属品	214	329	225	144	118	81.9%	4.8%
帽子類	53	49	99	106	105	99.1%	4.3%
時計類	179	162	201	108	95	88.0%	3.9%
身辺細貨類	137	50	81	65	63	96.9%	2.6%
運動用具	45	36	28	110	52	47.3%	2.1%
家庭用雑貨	39	29	35	41	44	107.3%	1.8%
自動車付属品	52	41	44	36	43	119.4%	1.8%
布製品	27	35	41	67	41	61.2%	1.7%
医薬品	170	75	43	50	40	80.0%	1.6%
キーホルダー類	108	68	51	25	38	152.0%	1.6%
ベルト類	79	47	49	42	34	81.0%	1.4%
電気製品	21	19	22	50	24	48.0%	1.0%
上記以外の品目	534	421	393	416	187	45.0%	7.6%
合計	3,865	2,845	3,211	2,184	1,872	85.7%	100.0%

⁽注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

⁽注2) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

⁽注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	前年比	構成比
布製品	384	350	169	2,538	19,477	767.4%	31.0%
衣類	6,938	3,019	3,346	9,633	6,867	71.3%	10.9%
電気製品	920	725	10,497	4,357	6,609	151.7%	10.5%
運動用具	607	424	338	667	4,277	641.2%	6.8%
キーホルダー類	593	214	566	170	4,112	2418.8%	6.5%
バッグ類	3,265	2,927	2,339	3,181	2,275	71.5%	3.6%
携帯電話及び 付属品	4,435	5,691	4,165	2,186	2,056	94.1%	3.3%
医薬品	6,312	3,209	1,418	1,879	1,847	98.3%	2.9%
帽子類	984	492	383	438	1,820	415.5%	2.9%
紙製品	-	_	-	91	1,065	1170.3%	1.7%
コンピュータ製品	1,374	9,297	1,390	456	1,002	219.7%	1.6%
自動車付属品	2,819	6,975	1,780	1,227	916	74.7%	1.5%
家庭用雑貨	928	395	430	5,685	600	10.6%	1.0%
靴類	3,245	442	1,059	489	598	122.3%	1.0%
時計類	729	291	565	662	567	85.6%	0.9%
上記以外の品目	31,623	19,306	13,283	8,558	8,822	103.1%	14.0%
合計	65,156	53,757	41,728	42,217	62,910	149.0%	100.0%

⁽注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

⁽注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段:件数 下段:点数

	<u> </u>						又: 从数
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	前年比	構成比
郵便物	3,693	2,716	3,048	2,007	1,630	81.2%	87.1%
	56,096	30,300	22,294	18,342	26,290	143.3%	41.8%
一般貨物	172	129	163	177	242	136.7%	12.9%
	9,060	23,457	19,434	23,875	36,620	153.4%	58.2%
A = I	3,865	2,845	3,211	2,184	1,872	85.7%	100.0%
合計	65,156	53,757	41,728	42,217	62,910	149.0%	100.0%

⁽注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

⁽注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

税関における知的財産侵害物品の差止め(参考)

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を 歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・ 安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品(保護対象)は

特許権(発明)、実用新案権(アイデア)、意匠権(形状等のデザイン)、 商標権(ブランドのロゴマーク等)、著作権・著作隣接権(映画、音楽等)、 育成者権(植物品種)、**回路配置利用権(回路素子と導線のレイアウト) を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品(技術的制限手段無効化装置等)です。



○ 関税法第69条の2第1項 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権 又は育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品(技術的制限手段無効化装置等)

○ 関税法第69条の11第1項次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ①の2指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- 9 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、 回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品(技術的制限手段無効化装置等)

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が科されることがあります。

○ 関税法第109条第2項、第108条の4第2項

知的財産侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。